

令和7年度第1回東京都工事等成績評定苦情等検討委員会議事概要

- 1 開催日 令和8年2月5日(木)
- 2 場所 東京都庁第一本庁舎 33階 特別会議室S2
- 3 出席委員

委員長	渡邊 祥子	にじいろ法律事務所 弁護士
委員	深澤 淳志*	一般社団法人 関東地域づくり協会 理事長
	吉野 裕宏	一般財団法人 建設業振興基金 理事

※当日急遽欠席となったが、本件への意見を委員会へ提出いただいている。

4 議案

- (1) 苦情申立て議案等
 - ・東京都環境局発注の施設改修工事に関する苦情申立て
 - ・苦情申立者 東京都建設工事等競争入札参加資格者（受注者）
 - ・苦情申立先 東京都環境局長（契約担当者等）

(2) 経過

令和7年	3月28日	工事完了
	5月13日	受注者より苦情申立書を受理
	7月10日	環境局工事等成績評定苦情審査委員会開催
	8月18日	受注者より再苦情申立書を受理
令和8年	2月5日	令和7年度第1回東京都工事等成績評定苦情等検討委員会開催

(3) 苦情申立て内容

- ・工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）の各々の評価

5 委員から出された意見

(1) 本委員会の論点

- 本委員会では、その趣旨に沿って意見交換を行うべきであり、主張の根拠となる資料が提出されていないものや、成績評定に関連しない内容については意見を述べるものではない。

(2) 工事成績評定に係る苦情申立て内容について

- 申立者の評定項目が優良であるという主張、それに対する工事主管部署の見解、双方への本委員会での確認から現在の評定点は妥当であると考えている。工事主管部署との協議が難航する状況において申立者が工事施工に懸念を覚えたことは理解できる一方で、申立者には監督員への連絡など契約上明確な手続の懈怠の事実が認められ、現状の評価を上回ることは困難であると考えている。
- 苦情申立者が現場状況に対し、積極的に動いたところは見受けられ、それが加点されていることなどを確認した。加点すべきところは加点されている状況であり、これ以上の加点が必要とは考えられず、評定は妥当である。
- 工事施工において、双方の考えの相違がみられる中でも工期を守り工事完了している。この点について、評定加点がされており、必要な箇所に加点がされている現在の評定は妥当と考える。

(3) その他について

- 苦情申立者が全般的に事務手続を適切に行ったとは必ずしも言えない。例えば、コーン貫入試験においては、計画書や見積書を提出するとしながらも既に実施しており、後になって実施していたことを報告するといったことがある。良好な工事施工のために、今後、事務手続も適切に行っていく必要があると考える。
- 苦情申立者が本件の発注図書に不安を抱き、それを補う措置を講じようとしたことが見受けられた。工事主管部署においては、工事施工に必要な条件の明示や契約後の施工者への情報伝達の効果的な実施が求められる。また、局内部署間で必要な技術支援を相互に行うことができる体制整備などを検討すべきと考える。
- 本件は、円滑な施工の実施に必要なコミュニケーションが不足し、施工中の協議が難航したものであると考える。特に、発注図書（設計図面）の不備に起因する数多くの質疑が発生し、発注者からは形式上は回答（書面）されたものの、質疑に対し、適時・適切に回答しているかについては、今回の意見聴取を通じて疑問が残った。本来、発注図書に不備・不足が無いことが望ましいが、仮にあった場合には、現地確認を含めた協議の方法、頻度を工夫するなど、発注者側から積極的に働きかけることが望ましく、この点については改善の余地があると考えている。

以 上